第 24 号
警察官ストーカー被害者報道

【委員会決定を受けての名古屋テレビの対応】

BRC は、本件事案について、「問題なし」として、特に「決定」通知後の改善・対応報告を求めてはいないが、名古屋テレビより、「決定」通知後の対応報告があった。

名古屋テレビからの報告は以下の通り。

委員会決定を受けての名古屋テレビの取り組みについて

名古屋テレビ

2004 年 12 月 10 日の「委員会決定」の通知を受け、名古屋テレビでは「指摘を重く受け止め、今後も人権と放送倫理に充分配慮した報道活動に努めてまいります」とのコメントを公表しました。そして、当日の『スーパーJチャンネル』等で「委員会決定」を放送しました。社内各部署に対しては「委員会決定」内容を速やかに伝えるとともに、人権やプライバシー等への配慮を万全にするよう徹底しました。
ニュースセンターではこれに合わせて、かねてから取りまとめ運用している「人権・プライバシーの尊重、報道被害の防止、名誉毀損の防止等にかかわる留意事項」を再確認しました。
この留意事項では、人権・プライバシー等に関するニュースをはじめ、どのようなニュースでも取材の是非、放送の是非、対応の仕方等で疑問がある場合は、複数（の階層）の多岐にわたる判断を仰ぐことを規定しています。取材者は当該時間の担当デスクに、担当デスクは編集長に、編集長はニュースセンター長に、ニュースセンター長はコンテンツ局長にと判断が困難な事案は次々に上位者の判断を仰ぐことを決めています。また当該事案を担当した第一次取材者は、取材内容や関係者の発言内容等をできるだけ詳細な記録として文書化することを決めています。さらに編成部、BPO 担当、広報担当等と必要に応じ連携をはかることとしています。

以上